

原義保存期間	5年(令和13年3月31日)
有効期間	1年未満(令和7年9月30日)

F . N o . 1 6 2 0 2 0 C
滋 務 甲 発 第 S 1 1 8 7 号
令 和 7 年 6 月 1 0 日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

水泳場開設に伴う警備派出所の設置について（通達）

夏季における水泳場の開設に伴う警備に万全を期するため、滋賀県警察における処務に関する訓令（昭和34年滋賀県警察本部訓令第2号）第125条に基づき、下記のとおり、臨時に警備派出所を設置することを承認したので、適切に運用されたい。

記

- 1 所属
滋賀県大津北警察署
- 2 水泳場の名称
近江舞子水泳場
- 3 位置及び名称
大津市南小松1096番地 近江舞子警備派出所
- 4 設置期間
令和7年7月1日(火)から同年9月30日(火)までの間